

## 総務教育民生常任委員会

### 付託された議案・意見書は可決

### 請願は不採択に

9月8日、本定例会において当委員会に付託された9議案及び請願1件・意見書2件について審査しました。

「下呂市税条例等の一部を改正する条例について」、「子ども子育て支援法」に基づく条例制定の議第82号から85号の4条例及び86号の「下呂市保育園条例の一部を改正する条例」は、賛成多数で可決すべきものと決しました。「集团的自衛権容認の閣議決定の撤回を求める請願書」については、賛成少数で不採択となりました。

主な質疑は、議第82号から86号について①新制度に伴う条例制定・改正には、時間をかけ審査する必要性ありとの意見②市の保育責任について③入所判断の就労時間についてでした。

①については、案内や入所申込み・認定作業に時間を要すること、また保護者に混乱が生じないよう、今回上程したと答弁がありました。

②については、市長より公設

民営だろうと直営であろうと、市の責任は当然であると答弁されました。

また③について、未滿時の受け入れ態勢が困難な理由から、就労時間を設定したと答弁がありました。

その他、辺地総合整備計画の変更・市職員の配偶者同行休業に関する条例・消防団員の退職報奨金の支給に関する条例改正と2件の意見書は全会一致で可決すべきものと決しました。



わかば保育園の子どもたち

## 予算特別委員会

9月10日委員会を開催し、付託された11議案について審査した結果、全て可決すべきものと決しました。新規計上または予算拡充された事業の主なものについてお知らせします。

### 一般会計

補正額 5億2,476万円  
補正後 200億5,088万円

### 8特別会計・3企業会計

補正額 1億1,008万円  
補正後 147億4,257万円

### 一般会計歳入補正の主なもの

- ◎平成25年度繰越金確定による繰越金の増額 3億3,925万円
- ◎普通交付税の交付額決定による増額 2億409万円
- ◎財政調整基金繰入金の減額 △2億円
- ◎公共事業基金繰入金 1億1,840万円
- ◎下呂交流会館指定管理料余剰金返還金 1,622万円

### 一般会計歳出補正の主なもの

- ◎ホテル下呂館解体事業費 (総額1億6,947万円の70%相当額) 1億1,871万円
- ◎水痘・成人肺炎球菌予防接種事業の増額 871万円
- ◎プレミア商品券発行事業補助金 (商工会連絡協議会) 1,000万円
- ◎商店街まちづくり事業補助金 (市内17商店街) 1,098万円
- ◎県道新設改良事業等負担金の増額 4,520万円
- ◎県営農村環境整備事業 小水力発電事業の延期による減額 △850万円

### 特別会計歳出補正の主なもの

- ◎下水道施設管理経費の増額 3,238万円
- ◎公共下水道下呂処理区マンホールポンプ更新工事費増額 1,361万円

## 今回の定例会において提出することとなった意見書

### 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。世界に目を向けると、平成 18 年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法をはじめ、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成 23 年に改正された障害者基本法第 3 条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

### ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているが、その法的責任が国にあることは、肝炎対策基本法などにおいても明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないといった実態が報告されるなど、現行制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時において、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置が講じられていない。

肝硬変・肝がん患者は、年間 4 万人の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、次の措置を講ずることを強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

#### 記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定基準の見直しを行い、患者の病態に合致した障害者認定制度とすること。